

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

プライバシーマーク付与適格性審査業務に係る秘密

情報の取扱いに関する規約

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「当協会」という。）は、プライバシーマーク付与適格性審査の業務（以下「審査業務」という。）を行うにあたり、プライバシーマーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）を申請する事業者及び付与適格性の決定を受けた事業者（以下「事業者」という。）によって開示された情報の取扱いについて、以下のとおり取り扱うことを約する。

（秘密情報）

- 第1条** 本規約において秘密情報とは、当協会が審査業務を行うにあたり、事業者が協会に書面又は口頭その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
- 2** 前項の規定にかかわらず、当協会が保有する次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。
- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 三 開示を受けたとき公知であった情報
 - 四 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 3** 協会は、審査業務を実施するために必要な範囲を超えて秘密情報を利用してはならない。

（秘密情報の取扱い）

- 第2条** 当協会は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管、管理する。
- 2** 付与適格性審査の一部を、当協会が契約する審査員（以下「審査員」という。）に行わせる場合、協会は審査員に本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。
- 3** 当協会は、秘密情報を審査業務のためにのみ利用し、それ以外の目的に利用してはならない。
- 4** 当協会は、事業者から提供を受けた紙又は電子媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）を複製しない。ただし、法令に基づく場

合及び事業者を特定することが不可能な状態に加工した上で、ヒアリング等の審査を円滑に行うために必要最小限の範囲で複製する場合は除く。

（秘密情報の取扱いの委託）

第3条 当協会は、秘密情報の保管や廃棄など、秘密情報の取扱いの一部を委託する場合には、当該委託先との間で本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

（第三者提供の禁止）

第4条 当協会は、事業者の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一 法令に基づく場合

二 必要な範囲で一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「付与機関」という。）及び当協会以外のプライバシーマーク指定審査機関と共同利用する場合

三 前条の規定に基づき第三者に秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

2 当協会は、前項ただし書き第一号の規定に基づき秘密情報を第三者に提供する場合、事業者に事前に通知しなければならない。ただし法令により事業者への通知を必要としない場合はこの限りではない。

（返還又は廃棄）

第5条 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、当協会の定めるところにより秘密情報媒体を廃棄する。

一 事業者のプライバシーマーク付与の有効期間が終了した場合

二 事業者が付与適格性審査の申請を取り下げた場合

三 事業者が付与適格性審査の打切りの措置を受けた場合

四 事業者がプライバシーマーク付与の取消しを受けた場合

2 前項の規定により当協会が秘密情報媒体を返還するときの費用は、事業者の負担とする。

（有効期間）

第6条 本規約に規定する当協会の義務は、協会が付与適格性審査の申請を受理したときから効力を発する。

2 本規約に規定する秘密保持の義務は、事業者がプライバシーマーク付与契約を更新せず当該契約の有効期間を終了したとき又は前条第1項第二号から第四号のいずれかに該当する事項が発生したときから2年後に消滅する。

3 前項の規定にかかわらず、当協会は、秘密情報を取り扱わせる従業者（審査員を含む。）に対し、その職を離れた後も審査業務を行うにあたって知り得た

秘密情報を開示しない義務を負わせなければならない。

(管轄裁判所)

第7条 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、プライバシーマーク審査会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

- 2 本規約を改正したときは、協会のウェブサイトにて改正内容及び施行日を公表する。
- 3 施行日以後は、すべての事業者に変更後の本規約が適用される。なお、当協会に付与適格性審査を申請して施行日より前に受理された者にも適用する。

附 則

1. 本規約は、平成23年11月16日より施行する。
2. 本規約は、平成24年 3月21日より施行する。
3. 本規約は、平成25年 7月17日より施行する。
4. 本規約は、令和 元年 7月30日より施行する。
5. 本規約は、令和 4年 4月 1日より施行する。